# 岡山県理容所及び美容所における衛生指導要領

### 第1目的

この要領は、理容所及び美容所における施設、設備、器具等の衛生的管理、 消毒及び従業者の健康管理等の指導要領を定めることにより、岡山県内(岡 山市内又は倉敷市内を除く。)での理容所又は美容所(以下「理・美容所」 という。)に関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

# 第2 施設及び設備

- 1 理・美容所は、外部及び同一建築物内の当該施設以外の部分と隔壁等に より完全に区画されていること。
- 2 理・美容所は、ねずみ及び昆虫等の侵入を防止できる構造であること。
- 3 理・美容所には、理容又は美容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- 4 理・美容所には、従業者の数に応じた適当な広さの更衣等を行う休憩室 を設けること。
- 5 理・美容所の作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- 6 理・美容所の面積は11.65m<sup>2</sup>以上とし、作業場は、衛生保持に支障を来 さない程度の十分な広さを有し、待合所は利用者の数に応じた適当な広さ を有すること。
- 7 作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。
- 8 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の 不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- 9 作業場内に従業者専用の手洗設備を設けること。
- 10 便所は、隔壁によって作業場と区画され、専用の手洗設備を設けること。
- 11 作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
  - (1) 換気には、機械的換気設備を設けることを原則とするが、自然換気 の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設 けること。
  - (2) 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具又は給湯設備は、密閉型 又は半密閉型のものであること。

- 12 洗場は、流水装置とし、給湯設備を設けること。
- 13 作業場内に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、まつ毛エクステンション等頭髪に係る施術を行わないと認められる場合は、この限りでない。
- 14 作業に伴って出る汚物、廃棄物を入れるふた付きの汚物箱及び毛髪箱等 を備えること。
- 15 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒のものを区別するため に必要な収納ケース等を備えること。
- 16 器具類、布片類及びタオル等を消毒する設備又は器材を備えること。
- 17 器具類及び布片類は、十分な数を備えること。

# 第3 管理

- 1 施設、設備及び器具の管理
- (1) 理・美容所は、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生 上支障のないようにすること。
- (2) 排水設備は、排水がよく行われるように毛髪等廃棄物の流出を防ぎ、 必要により補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。
- (3) 作業場内には、業務に不要な物品等を置かないこと。
- (4) 作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- (5) 理・美容所内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫 等の動物を入れないこと。
- (6) 作業場内をねずみ及び昆虫等が生息しない状態に保つこと。
- (7) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも1週間 に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (8) 照明器具は、少なくとも1年に2回以上清掃を行い、作業中の手元 の照度を確保すること。
- (9) 換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (10) 手洗設備には、手洗いに必要な石ケン、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (11) 洗場は、常に清潔に保持し、毛髪等の汚物が蓄積し、又は、悪臭等 により客に不快感を与えることのないようにすること。
- (12) 器材・器具等は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やか

に補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

- (13) 紫外線消毒器は、常に  $85 \mu \text{ w/cm}^2$ 以上の紫外線照射が得られるように紫外線灯等の掃除や整理整頓を行い管理すること(紫外線灯は  $2,000\sim3,000$  時間の照射で出力が低下するので、取替える必要がある。)。
- (14) 洗浄、消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (15) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (16) 便所は、常に清潔に保持し、防虫及び消毒すること。
- (17) 使用する薬品類は所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。

# 2 従業者の管理

(1) 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が以下に掲げる感染症にかかったことが判明したときは、開設者はこの旨を速やかに保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も確認の上、その旨を同様に届け出ること。

### ア結核

- イ 感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭 部白癬(シラクモ)、疥癬等)
- (2) 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるように常に従業者の衛生教育に努めること。
- (3) 補助業務従業者(通信教育中及び実務実習中の者を含む。)の作業 範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等、客に直接触れない作業とす る。なお、実務実習中の者は、独立して作業を行うことができないこ とから、指導に当たる理容師又は美容師の十分な監督の下で実習を行 うこと。

### 3 検査確認証の掲示

検査確認証の交付を受けた理・美容所の開設者は、当該検査確認証を 理・美容所内の見えやすい場所に掲示すること。

### 4 胸章の標示

- (1) 理・美容所の開設者は、作業中の理容師又は美容師に、理容師又は 美容師である旨及び氏名を明記した胸章を付けさせること。ただし、 理容師免許証又は美容師免許証を理・美容所内の見えやすい場所に掲 示することによってこれに代えることができる。
- (2) 理・美容所の開設者は、理容師又は美容師養成施設の実務実習生を 受け入れる場合は、作業中の実務実習生に、実務実習生である旨及び 氏名を明記した胸章を付けさせること。

# 第4 衛生的取扱い等

- 1 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症(感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類感染症から五類感 染症等)にかかっていないかどうかを確認すること。
- 2 管理理容師又は管理美容師は、毎日、理・美容所の施設、設備及び器具 等の衛生全般について点検管理すること。
- 3 作業場内には、施術中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。
- (1) 作業中の手元の照度は、300Lux 以上であること。
- (2) 作業場内は、二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下であること。

開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保すること。

- (3) 作業場内の浮遊粉じんは、 $0.15 mg/m^3$ 以下であること。
- 5 作業中の作業場内は、温度は 17℃以上 28℃以下(冷房時には外気温との 差が 7℃以内)、相対湿度は、40%以上 70%以下となるように努めること。
- 6 作業中、従業者は、清潔な専用の作業衣(白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの)を着用し、かつ、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- 7 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手 指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 8 従業者は、作業場においては所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。

- 9 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 10 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 11 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 12 使用後の布片類は、必要に応じて洗剤等を使用して温湯で洗浄すること。
- 13 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- 14 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること(白色) 色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすい被布を使用すること。)。
- 15 器具類を消毒する消毒液は、適正な濃度のものを調製し、使用しやすい 適正な場所で保管すること。
- 16 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時に は、適正に使用すること。
- 17 便所の手洗設備は、流水式とし、手洗い用石ケンを備えること。
- 18 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに集め、ふた付きの 専用容器に保管し、適正に処理すること。
- 19 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 20 洗髪設備は、1人ごとに洗浄剤等を用いて清掃し、清潔を保つこと。
- 21 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類感染症から五類感染症等)の患者若しくはその疑いのある者又は皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)のある者に対し施術等を行ったときは、作業終了後、従業員の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- 22 理容又は美容の作業に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
- 23 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等については、医薬部外品及び化粧品として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による承認等を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。

また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気

に留意すること。

# 第5 消毒

- 1 かみそり (頭髪のカットのみの用途 (レーザーカット) に使用するかみ そりを除く。以下同じ。)及びかみそり以外の器具で、血液の付着してい るもの又はその疑いのあるものの消毒の手順は次によること。
- (1) 消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて器具の表面を こすり、十分な流水(10秒間以上、1L以上)で洗浄すること。
  - (注) ア 器具は、使用直後に流水で洗浄すること。 この際、流水が飛散しないように注意すること。

イ 消毒液に浸す前に水気を取ること。

- (2) 消毒は次のいずれかの方法により行うこと。
  - (注)消毒薬は、医薬品を使用すること(以下同じ。)。
    - ア 煮沸消毒器による消毒 沸騰してから2分間以上煮沸すること。
  - (注) (ア) 陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適するが、くし 類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するもの がある。
    - (イ) 水量を適量に維持する必要がある。
    - (ウ) さび止めの目的で、亜硝酸ナトリウム等を加えることが できる。
    - イ エタノールによる消毒

76.9v/v%~81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)中に10分間以上浸すこと。

- (注) (ア) 消毒液は、蒸発、汚れの程度等により7日以内に取り替えること。
  - (イ) 消毒用エタノールを希釈せず使用することを原則とするが、無水エタノール又はエタノールを使用する場合は、消毒エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること(以下同じ。)。

- ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒
  - 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1,000ppm 中に 10 分間浸すこと。
- (注) (ア) 金属器具は腐食し、また、動物性繊維製品は変質するので使用する場合は、必要以上に長時間浸さないなど取扱いに注意すること。
  - (イ) 消毒液は、毎日取り替えること。
  - (ウ) 消毒薬を取り扱う際には、ゴム手袋を着用する等、直接 皮膚に触れないようにすること。
  - (エ) 消毒薬は保管中に塩素濃度の低下がみられるので、消毒薬の容器は密封し、冷暗所で保管すること。特に期限の切れた消毒薬は使用しないこと。
- (3) 消毒後流水で洗浄し、よく拭くこと。
  - (注)ア クリッパーは刃を外して消毒すること。
    - イ 替え刃式カミソリは、ホルダーの刃を挟む内部が汚れやすい ので、刃を外してろ紙等を用いて清掃すること。
    - ウ 洗浄に使用したスポンジ等は使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、煮沸による消毒、又はエタノールあるいは 次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。
- 2 かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないものの消毒の手順 は次によること。
- (1) 消毒する前によく洗浄すること。
- (2) 消毒は前記1の方法又は次のいずれかの方法により行うこと。
  - ア 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯より  $85 \mu \text{ W/cm}^2$  以上の紫外線を連続して 20 分間以上照射すること。

- (注) (ア) 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できない ことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫 外線が照射されるようの状態に収納した後、照射すること。
  - (イ) 構造が複雑で、直接紫外線の照射が受けにくい形状の器 具類の消毒には適さない。

- (ウ) 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。
- (エ) 紫外線灯は、2,000~3,000 時間の照射で出力が低下する ので、取替えが必要である。

# イ 蒸し器等による蒸気消毒

器内が80℃を超えてから10分間以上湿熱に触れさせるこ(温度計により器内の最上部の温度を確認すること。)。

- (注)(ア) ガラス、陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適 するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱によ り変形するものがある。
  - (イ) タオル等布片類を機内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがある。
  - (ウ) 器内底の水量を適量に維持する必要がある。
- ウ エタノールによる消毒

76.9v/v%~81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面を拭くこと。

エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01%~0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100~1,000ppm) 中に 10 分間以上浸すこと。

- オ 逆性石ケン液による消毒
  - 0.1%~0.2%逆性石ケン液(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)中に10分間以上浸すこと。
  - (注)(ア) 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、 十分水洗いしてから使用すること。
    - (イ) 消毒液は、毎日取り替えること。
- カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸すこと。

- (注)消毒液は、毎日取り替えること。
- キ 両性界面活性剤による消毒
  - 0.1%~0.2%両性界面活性剤液(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)中に10

分間以上浸すこと。

- (注)消毒液は、毎日取り替えること。
- 3 消毒に必要な器材
- (1) 液量計:100mL用及び1,000mL用
- (2) 消毒容器:原則として、ふた付きの消毒用バット、その他消毒に必要な容器
- (3) 卓上噴霧器

ること。

- 4 タオル、布片類の消毒は、次の方法により行うこと。
- (1) 加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上保持させること。

この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が 80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。

- (2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1,000ppm)中に 10 分間浸すこと。 消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。
- (3) 血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。
- 5 手指の消毒は、次の方法により行うこと。
  客1人ごとに手指を石ケン等で十分に洗浄し、ペーパータオル等で水気を取った後、消毒用アルコール等の速乾性擦式消毒薬を用いて消毒す
- 6 その他の消毒は、次の方法により行うこと。
- (1) シェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具類についても、 その材質に応じ、上記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒 すること。
- (2) 理・美容所内の毛髪箱、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

# 第6 自主管理体制

- 1 開設者は、自ら自主管理の重要性を認識し、理・美容所及び器具類の衛生的な取扱い等について従業者に周知徹底すること。
- 2 管理理容師又は管理美容師は、開設者の指示に従い責任をもって理・美 容所及び器具類の衛生管理に努めること。
- 3 管理理容師又は管理美容師が行う業務のうち、第3の2の(1)及び(2) 並びに第4の1の業務は、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うこ とができる場合は、当該業務についてオンライン実施・兼任により対応で きるものであること。
- 4 補助業務従業者は、理容師又は美容師の指示に従い責任をもって理・美容所及び器具類の衛生管理に努めること。

## 第7 その他

- 1 「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」に基づき、事業者は、 障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、法、基本方 針及び本指針に示す項目のほか、各事業の関連する法令等の規定を遵守し なければならない。
- 2 「岡山県理容師又は美容師の出張業務に係る指導要領」は別途定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、現に開設している理容所又は美容所は、「第2 施設及び設備」で規定する項目のうち1、4及び13については、施行日以後最初に当該理容所又は美容所の施設の増築、大規模な修繕等により、あらためて開設の届出が生じるまでの間は、なお従前の例による。

# 附則

この要領は、令和4年3月17日から施行する。

## 附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。